

平成28年度第1回  
「2020年東京オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年4月27日（水）

都庁第一本庁舎33階南塔 特別会議室S6

(午前9時59分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、おはようございます。

定刻よりも少し早いのですが、各委員の皆様、おそろいになりましたので、委員会を始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに評価委員会を公開で行うことにつきまして、平成25年12月の評価委員会で既に御了承をいただいておりますので、本評価委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

開会に先立ちまして、4月に人事異動がございましたので御紹介させていただきます。

事務局の東京都環境局からアセスメント担当課長の池田でございます。

○池田アセスメント担当課長 池田でございます。よろしくお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 自治体連携推進担当課長も長谷川に代わってございますが、本日は所用のため、欠席させていただきます。

続きまして、アセス実施者側でありますオリンピック・パラリンピック準備局から、大会施設部施設調整担当課長の臼井でございます。

○臼井施設調整担当課長 オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設調整担当課長の臼井でございます。よろしくお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事でございますけれども、2月に意見聴取の手続に入らせていただきましたオリンピックアクアティクスセンター、海の森水上競技場、有明アリーナの3つの施設のうち、本日は会議の次第でございますとおり、オリンピックアクアティクスセンターと有明アリーナについて評価書案に係る意見見解書の報告をいたします。その後、引き続きまして、評価書案の項目別審議をお願いしたいと存じます。

なお、海の森水上競技場につきましては今回審議がございませんで、後日審議いたしますので意見見解書の御報告につきましても、その際にさせていただきたいと考えてございます。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ます。

○柳会長 分かりました。皆さん、おはようございます。

それでは、議事に従って進めてまいります。

議事1「オリンピックアクアティクスセンターについて」です。評価書案に係る意見見解書について報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、オリンピックアクアティクスセンターの意見見解書について御説明させていただきます。

その前に、これまでの状況について整理させていただきますと、オリンピックアクアティクスセンターの評価書案につきましては、2月15日に環境局長に提出し、同時にオリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表いたしました。その後、2月29日の評価委員会にてお諮りいたしまして意見聴取の手続を開始しました。

また、都民の方々からの意見募集につきましては評価書案の公表と同時に開始し、2月15日から3月30日までの45日間で行いまして3件の御意見をいただきました。そして、いただいた御意見に対する意見見解書を4月25日に環境局長に提出し、同時にホームページで公表したところでございます。

それでは、お手元に配付してございます意見見解書の23ページをご覧ください。

オリンピックアクアティクスセンターに対する御意見としては、大気等に関する御意見、騒音・振動に関する御意見、アクセシビリティに関する御意見、交通安全に関する御意見などをいただいているところでございます。

大気等に関する御意見としましては、臨海部はその他の地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されていることから、影響を適切に評価し、発生抑制に努められたいという御意見と、これに関連して、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高く、環境基準を超えることから環境保全のための措置の徹底を図られたいという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、

二酸化窒素の予測に当たっては、臨海部に位置する江東区や江戸川区内の一般環境大気測定局の測定結果をもとにバックグラウンド濃度を設定し影響を評価しています。その結果、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素は評価の指標を上回りますが、これは建設機械が最大稼働したと想定した場合の値です。工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影

響の低減に努めます。

と実施者の見解をお示ししてございます。

騒音・振動に関する御意見としては「(1) 建設機械の稼働に伴う騒音は、計画地南側敷地境界について予測されているが、団地がある北側敷地境界についてはコメントされていない。北東側も、騒音レベルを予測して住民への影響を考慮するとともに、騒音の発生を抑える工法を取られたい」という御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、評価書案では、建設機械の稼働に伴う計画地周辺における建設作業騒音の予測は御意見をいただいた箇所も含めて平面的に実施しており、計画地北側敷地境界は60dB程度となり、評価の指標（80dB）を下回っております。

「工事の実施に当たっては、建設機械による騒音を極力少なくするため、建設機械による騒音抑制に配慮した施工計画の策定、低騒音型建設機械の採用等により、建設作業騒音の影響の低減に努めます」との見解を示させていただきました。

26ページを御覧ください。

アクセシビリティに関する御意見としては、大会時及び大会終了後の観客のアクセシビリティについて、改善が必要と思われる点などの御意見をいただいております。

これに対する見解ですが「(1) 大会時の観客や選手の主要な動線については、国や組織委員会とともに協議会を設置して策定を進めている『Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン』に基づき、今後、都有施設については必要な対応を行っていくとともに、必要に応じて施設管理者等に働きかけ、十分なアクセシビリティを確保できるよう検討を進めていきます」とお示ししてございます。

交通安全に関する御意見としては、工事用車両の走行ルートが通学路と重なることから子供の安全確保に万全を期すことや、工事用関係者の自動二輪車等による通勤に関する御意見をいただいております。

アセスメント実施者としては「(1) 工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます」という見解と「また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます」という見解をお示しいたしました。

そのほか工事用車両の走行ルートに関しましては27ページにございますけれども、オリソ

ピックアクアティクスセンター北側周辺の区道において、来年度から平成31年度にかけて施工予定の無電柱化工事に伴う通行ルートの検討等に関する御意見をいただいております、これに対する見解としては、アセスメント実施者としては工事用車両の通行については、周辺道路の状況を分析しまして、必要な対策を講じるとお示ししてございます。

以上で、オリンピックアクアティクスセンターの意見見解書の説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、次に「評価書案の項目別審議」に入りますが、審議は中項目ごとに行います。初めに大項目分類の「環境項目」における中項目「生活環境」の小項目「日影」について審議を行います。こちらは平手委員に検討をしていただいております。

それでは「日影」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは「日影」につきまして、説明いたします。

お手元の資料2-1をご覧ください。

「審議資料

項目：生活環境（日影）

担当：平手委員」でございます。

まず、意見について読み上げさせていただきます。

#### 【日影】

日影の影響に特に配慮すべき施設である辰巳の森海浜公園内に日影が生じると予測していることから、本事業が辰巳の森海浜公園に及ぼす影響についても説明すること。

まず、オリンピックアクアティクスセンター評価書案の213ページに、アクアティクスセンターの等時間日影図が出てございます。計画地が赤の破線で囲まれていますけれども、これの西側に2時間30分と書かれているところがございますが、書かれている文字の場所が既存のラグビー場になりまして、辰巳の森公園の敷地の中の一部になっています。こちらに2時間30分の日影が生じるということになります。

210ページの3)の下から3行目のところです。「計画地西側に隣接する辰巳の森海浜公園内のラグビー場のごく一部の芝に2時間半程度」日影が生じますと書いてございます。一方で日影の評価のところ、特段それにかかわる評価の記述がないということで、実際には影響はないと思うのですが、その説明が若干不足しているのかなということですので、評価のところ一言説明を足していただきたいという意見でございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、平手委員、ただいまの説明につきましては、何か補足することはございますでしょうか、特にないですか。

○平手委員 ございません。

○柳会長 分かりました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

御意見がないようですので「日影」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「アメニティ・文化」の小項目「景観」について、審議を行います。こちらでも平手委員に検討をしていただいております。

それでは「景観」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、お手元の資料2-2と書かれたものを御覧ください。

「審議資料

項目：アメニティ・文化（景観）

担当：平手委員」意見を読み上げさせていただきます。

#### 【景観】

分節化及び繊細な線材で構成した外壁により、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の低減を図るとしていることから、その効果について具体的に記述し、図などを用いてわかりやすく説明すること。

以上でございます。

資料は、評価書の3ページにパースがございますので御覧ください。

アクアティクスセンターにつきましては、御覧のパースのとおり比較的大き目の屋根がありまして、水平方向あるいは垂直方向に分節化がなされているということについて書いた記述でございます。このことにつきまして、2月29日に意見聴取をさせていただいた際に、比較的大きくて圧迫感があるといった御意見もございました。

243ページをご覧ください。

それに対しまして、評価書案の中で圧迫感というものについての評価をしているのが243ページになりますけれども「3) 圧迫感の程度」でございます。

こちらにつきましては、244ページをご覧くださいと分かるのですが、いわゆる魚

眼レンズで天空面を撮りまして、それに占める施設の面積の割合を形態率という言い方をしますけれども、これで表現しているのですが、これだけを見ますと特段圧迫感というのはそれほど問題にならない数字になるのですけれども、デザイン的に圧迫感の軽減をさらに図っているということになります。

255ページの「9.7.3 ミティゲーション」の「(2) 予測に反映しなかった措置」で「外壁を水平方向にボリュームを分節し、さらに繊細な線材で構成した外壁により、スケール感を与え周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る」と書いてございますので、もう少し詳しくその効果について説明をいただければという意見でございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、平手委員、ただいまの説明につきまして何か補足することはございませんでしょうか。

○平手委員 意見につきましては、今、御説明のあったとおりだろうと思います。

ただ、オリンピック終了後、大きな屋根面が残ってしまう。23ページのイメージ図を見ていただければいいと思いますけれども、これはデザインと見ることもできますが、近くに行った場合、必要以上に大きく見られてしまう不安もあります。

一方、徒歩圏内に辰巳国際水泳場というものがあります。この施設は国際規格で、こちらも国際規格ですけれども、そうすると、オリンピック終了後にそれが併存するということになってしまいます。今の2点から見方によっては、オリンピックの無駄の象徴という景色が出現する懸念があります。ですから、建設するとすれば、オリンピックの辰巳も含めた利用計画を十分に検討していただいて、また、十分な説明が必要ではないかと考えています。

ただ、この委員会の議論から外れるのですけれども、もっといい方策があるのではないかな。特に熊本の地震の復興という課題が今出ております。そのような思いを強く持っております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので「景観」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることとします。

続いて、中項目「資源・廃棄物」の小項目「水利用」、「廃棄物」、「エコマテリアル」についての審議を行います。こちらは谷川委員に検討をしていただいております。

それでは「水利用」、「廃棄物」、「エコマテリアル」について、事務局から説明をお願い

いたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-3と書かれているものを御覧ください。

「審議資料

項目：資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）

担当：谷川委員」でございます。

「水利用」、「廃棄物」、「エコマテリアル」を通して読み上げさせていただきます。

**【水利用】**

- 1 循環利用水（中水）の原水をプール排水としているが、プールへの給水及び下水道への排出計画が不明確なため、給排水を含めた具体的な循環利用水（中水）計画を示すこと。

**【廃棄物】**

- 2 建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成28年4月に改定が行われたことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。

**【廃棄物】**

- 3 設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から35%と予測し、評価の指標である「江東区一般廃棄物処理基本計画」における目標値27.3%を満足するとしているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。

**【エコマテリアル】**

- 4 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上でございます。

まず、水利用計画についてでございますが、297ページの「図9.10-1 雨水・循環水（中水）利用の流れ」というものがございます。こちらの中でいわゆる雨水をどういうふうに使いますかというのが右上に書かれていまして、一方でプールの排水についてどう利用しますかというのが書かれてございます。「原水（種類：プール排水）」と書かれているものにつきましては、プールの水質を保つために浄水による補給が行われます。古い水、汚れた水は排水するわけなのですけれども、補給されている浄水の量が分からないということと、排水され



る水の総量が幾らで、再利用されるのが書かれている7,410m<sup>3</sup>/年ということなのですからけれども、下水に流れて排水される水の量が書かれていないので、そこをきちんと分かるように書いていただきたいという意見でございます。

続いて「廃棄物」。2番の意見に対してでございますが、こちらは2番の意見の中で、東京都建設リサイクル推進計画が改定されたとありますけれども、平成28年4月15日、つい先日ですけれども改定されてございます。どう改定されたかということなのですからけれども、308ページの上のほうに改定前の「東京都建設リサイクル推進計画」が載っております。例えば表の中の「建設廃棄物」という欄の平成27年の上から2段目のところで、都の関連工事ですので98%が該当するのですけれども、こちらが99%に引き上げられてございます。平成30年度に99%に引き上げましょうという目標値になってございます。同じく「建設泥土」というものが下でございますけれども「建設泥土」につきましても、平成27年度で95%と書かれているものが97%に引き上げられているということでございますので、これを満たしていただきたいという意見でございます。

続いて「廃棄物」の3番に対する意見でございますが、311ページを御覧ください。

設備等の持続的稼働というのは、大会が終わった後の後利用に入ったときの運用段階で出る廃棄物になりますけれども、こちらの類似実績を使っていますということなのですからけれども、311ページの「2）施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用率並びに処理・処分方法等」について、予測手法は既存施設の発生原単位から推定する方法により、算出することとしたということで、類似施設を使って算出しているということが書かれてございます。それで35%という数字を使っております。

315ページの「表9.11-12 施設等の持続的稼働における廃棄物の発生量及び再利用率(5,000席レガシーモード)」。右端のほうに「再利用・再資源化率」と書いていまして、廃棄物発生量の合計のところでは再利用率が35%ということで書かれています。この数字自体は決して低くない数字で問題ないと思うのですけれども、さらなる取り組みをお願いしたいという意見でございます。

エコマテリアルにつきましては、御参照いただくページは特になくはございますけれども、書いてあるとおりでございますが、より積極的に利用に努めていただきたいという意見でございます。

以上でございます。

○柳会長 谷川委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますでしょ

うか。

○谷川委員 意見としては、これで結構だと思うのですが、ただ、口頭で事業者の方も十分承知されていると思うのですが、ここの場所は埋立地ですので、実際に工事に当たってごみが埋め立てられているはずなので、その内容物については十分検討されて工事を進めて、万が一適正処理等必要なものが出てくれば、当然その旨で対応していただきたいと思いますけれども、十分そのことを予想して、工事に当たっていただきたいと事務局から伝えていただくということをお願いしております。

○柳会長 それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 最初に「水利用」のところですが、プールの水というものをどういうふうにするか。後で競技者への影響を見るときの評価のところにも必要なのですが、常に新しい水を流し続けるわけではないので、それを使っている間の浄化をどういうふうにするのか。これは処理した後で消毒、滅菌とやるのですが、その中間段階でも何かやるはずなのです。それはしないのかもしれませんが、そうしたときにどういう薬剤を使ってそういう処理をやるか、どういう方法を使うかということによって影響が出てくるし、出てくる水も違ってくる。そこら辺についても、明らかにしておく必要があるのではないかと思います。それが一つです。

全体としては、これで問題ないと思いますけれども、もう一つは「廃棄物」ですが、谷川委員が言われたように、埋め立てられても何であるかというのは一つの問題になるわけですが、これは廃棄物だけではなくて、埋立材で埋め立てている可能性がある。埋立材はどのようなものを使っているかというのははっきりしないわけで、一般的によく考えられるのは海の下泥層を持ち上げて埋める。自然由来の汚染がありますので、そういうものの扱いというのも建設発生土が出るときに少し問題になるので十分留意していただきたい。これは受け入れ基準に従ってということをやっていますから、それで結構だと思うのですが、そこら辺のところは留意をしていただく必要があるのだらうと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

本日、予定しておりますオリンピックアクアティクスセンターの項目別審議については以

上です。アクアティクスセンターの他の項目については後日審議いたします。

議事の2に入ります。「有明アリーナについて」です。

まず、評価書案に係る意見見解書について報告をお願いします。

○臼井施設調整担当課長 かしこまりました。

それでは、有明アリーナの意見見解書について御説明させていただきます。まず、これまでの状況ですけれども、有明アリーナの評価書案につきましては、2月15日に環境局長に提出し、同時にオリンピック・パラリンピック事務局のホームページで公表してございます。

その後、2月29日の評価委員会にてお諮りしまして、意見聴取の手続を開始しているところでございます。

また、都民の方々からの意見募集につきましては評価書案の公表と同時に開始しまして、2月15日から3月30日までの45日間で行いまして、こちらも3件の御意見をいただきました。いただいた御意見に対する意見見解書を4月25日に環境局長に提出し、同時にホームページで公表したところでございます。

それでは、お手元に配付してございます意見見解書の21ページをご覧ください。

有明アリーナに対する御意見としては、大気等に関する御意見、騒音・振動に関する御意見、アクセシビリティに関する御意見、交通安全に関する御意見などをいただいているところでございます。

大気等に関する御意見としましては、オリンピックアクアティクスセンターと同様に臨海部はその他の地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されているから、影響を適切に評価し、発生抑制に努められたいという御意見と、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高く、環境基準を超えることから環境保全のための措置の徹底を図られたいという御意見をいただいております。

これに対する見解でございますが、オリンピックアクアティクスセンターと同様ではございませんが、

(1) 二酸化窒素の予測に当たっては、臨海部に位置する江東区、中央区や港区内の一般環境大気測定局の測定結果をもとにバックグラウンド濃度を設定し影響を評価しています。その結果、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素は評価の指標を上回りますが、これは建設機械が最大稼働したと想定した場合の値です。工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒

素の影響の低減に努めます。

とさせていただきます。

騒音・振動に関する御意見としましては「(1) 建築機械の稼働に伴う騒音は、計画地東側敷地境界について予測されているが、マンションがある南側敷地境界についてはコメントされていない。南側も、騒音レベルを予測して住民への影響を考慮するとともに、騒音の発生を抑える工法を取られたい」という御意見をいただいております。

これに対する見解でございますが、評価書案では、建設機械の稼働に伴う計画地周辺における建設作業騒音の予測は、御意見をいただいた箇所も含めて平面的に実施しておりまして、計画地南側敷地境界は62dB程度となりまして、評価の指標（80dB）を下回っております。

「工事の実施に当たっては、建設機械による騒音を極力少なくするため、建設機械による騒音抑制に配慮した施工計画の策定、低騒音型建設機械の採用等により、建設作業騒音の影響の低減に努めます」との見解を示させていただきました。

24ページをお開きください。

アクセシビリティに関する御意見としては、車椅子利用者の快適なアクセシビリティの確保について御意見をいただいております。

こういった御意見に対する見解としましては「(1) 大会時の観客や選手の主要な動線については、国や組織委員会とともに協議会を設置して策定を進めている『Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン』に基づき、都有施設については必要な対応を行っていくとともに、今後、必要に応じて施設管理者等に働きかけ、十分なアクセシビリティを確保できるよう検討を進めていきます」とお示したところでございます。

交通安全に関する御意見としては、25ページになってございますけれども、工事用車両の走行ルートとして通学路の安全確保のため、特殊車両の走行を原則禁止している区道から都道等へ迂回するなどの検討や、以前、本地区であった交通事故再発防止に万全を期し、工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたいという御意見をいただいております。

実施者としては、特殊車両の走行ルートを含めた詳細な施工計画の検討を行うとともに、それに際しては通学路の安全確保に十分配慮しますとの見解をお示ししておりまして、さらに「工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます」といったことをお示しさせていただいているところでございます。

そのほか、工事用車両の走行ルートに関しましては有明アリーナ付近の区道において、来年度から平成31年度にかけて、施工予定の無電柱化工事に伴う通行ルートの徹底等に関する御意見をいただいております。これに関する見解といたしましては、アセスメント実施者として御意見をいただいた区道につきましては、現時点では工事用車両の走行ルートにしておりませんということをお示ししてございます。

以上で、有明アリーナの意見見解書の説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か質問はございますでしょうか、よろしいでしょうか。都民意見としては3件出ているということですね。

次に「評価書案の項目別審議」に入ります。

初めに大項目分類の「環境項目」における中項目「生態系」の小項目「生物の成育・生息基盤」、「生物・生態系」、「緑」についての審議を行います。こちらは興水委員に検討をさせていただいております。

それでは「生物の成育・生息基盤」、「生物・生態系」、「緑」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 資料3-1を御覧ください。

「審議資料

項目：生態系（生物の成育・生息基盤、生物・生態系、緑）

担当：興水委員」でございます。

意見につきまして、読み上げさせていただきます。

**【生物の成育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】**

- 1 緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」や計画地内にて確認された種等を参考に、また、計画地の周囲に今後整備される有明親水海浜公園（仮称）と整合を図るなど、計画地に適した植栽基盤の整備及び緑化を行うこと。

**【緑】**

- 2 江東区みどりの条例に基づく緑化基準のほか、東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準で示された基準についても明記するとともに、緑が持つ機能についても説明すること。また、緑化計画図については、地上部緑化、建築物上緑化及び接道部緑化をそれぞれわかりやすく示すこと。

以上でございます。

有明アリーナの評価書案の24ページ、25ページを御覧ください。

25ページに「図7.2-6 緑化計画図」が載っております。24ページの左下に「(7) 緑化計画」の文章が記されております。まず、1番の意見につきましてですが、それに関連する記述としまして、24ページの「(7) 緑化計画」の下から5行目の後半に「樹種は、立地条件等を踏まえ、今後具体的に検討し」とございます。引き続きまして、その後ろの「南西側交差点部から有明親水海浜公園（仮称）まで緑を連続させる」という計画であることが書かれております。樹種を今後具体的に検討しますという件につきましては、先ほど御説明がありました意見見解書の21ページに関連の記述がございまして、中ごろに「2. 緑」の項目がございまして、この「実施者の見解」というところの2段落目になるのですけれども、緑の検討に当たって「その際には、『植栽時における在来種選定ガイドライン』（平成26年5月 東京都）も参考に、植栽樹種を検討します」と書いていますので、既にこれを用いてやりやすくと書かれているのですけれども、改めてお願いいたしますという意見がついています。

先ほど、読み上げたとおり25ページに図がございましてけれども、計画地の北側なり東側に有明親水海浜公園が連続、隣接してございます。ですので、それぞれ整合、連携を図って一体感のある計画にさせていただきたいということでございます。それから、1番の計画の最後に書いているのですけれども、ここの土地が埋め立ての土地でございまして、いわゆる植栽、緑化の計画に当たってはそれらの成育がきちんと行われるよう木だけではなくて、植栽基盤についてもきちんと整備されたいということを書いてございます。

2番に関する意見につきましては、24ページの「(7) 緑化計画」に書いているのですけれども、上から3行目に「地上部緑化約4,360㎡、建築物上緑化約2,250㎡、接道部緑化約250㎡」ということで具体的に数字を書いておりますので、こちらについて、もう少し右側の図のほうに明記していただきたいということでございます。あわせて、再開発促進区を定める地区計画等の基準を満たしますということも書いていますので、その基準がどういったものなのかというのが分かるような説明があるといいと考えてございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、興水委員、何か補足することはございますでしょうか。

○興水委員 補足をいたしますと、意見の「2. 緑」でございましてけれども、2行目の終わりの部分から「緑が持つ機能についても説明すること」を書かせていただきました。これは評価

書案の24ページの下から3行目あたりに「有明親水海浜公園（仮称）まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファーとなる緑地等を行う計画である」と少し緑の機能についても書かれてはいるのですが、御承知のように以前は相当の低・未利用地で工場などがあったところですが、最近は都心からのアクセスが大変よいということで住宅が立地して、人口もふえてきているというところでございます。そういう意味からしますと、ここの緑地・緑化は緑の持つ本来の役割、バッファーに加えて生態系の保全であるとか、あるいは人々の生活環境の保全であるとか快適性、あるいはレクリエーション空間としての緑、あるいは最近では防災的な意味での緑地、緑化が大変重視されているわけです。そういったことも含めて、緑の機能についてももう少し具体的に緑化計画の段階できちんと検討して、それを計画に反映するよという意味を込めて「緑が持つ機能についても説明すること」を書かせていただきました。これはそういう意味を含めての話でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。

御意見がないようですので「生物の成育・生息基盤」、「生物・生態系」、「緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「アメニティ・文化」の小項目「景観」、「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」についてですが、この項目は平手委員と興水委員に検討をさせていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-2を御覧ください。

「審議資料

項目：アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）

担当：景観が平手委員、その他が興水委員」でございます。

意見を読み上げさせていただきます。

#### 【景観】

- 1 形態を工夫し素材感のある外壁とすることで、周辺環境との調和を図るほか、圧迫感の低減に配慮した計画としていることから、この外壁について具体的に記述し、わかりやすく説明すること。

また、計画地は、臨海景観基本軸及び水辺景観形成特別地区に指定されていること

から、色彩計画についてもわかりやすく説明すること。

【自然との触れ合い活動の場】

- 2 水辺と一体となった親水空間や交流広場、周辺住環境に配慮した広がりのある緑地を形成し、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されるとしていることから、この新たな自然との触れ合い活動の場の機能についてわかりやすく説明すること。

【自然との触れ合い活動の場】

- 3 建設予定の有明親水海浜公園（仮称）へつながる歩行者通路を整備する計画としていることについて、事業者等と十分に連携を図るなど、自然との触れ合い活動がより一層充実するよう努めること。

【歩行者空間の快適性】

- 4 暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、アクセス経路として予測している整備中の区画道路及び建設予定の有明親水海浜公園（仮称）の事業者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

以上でございます。

まず、景観につきましてですが、224ページを御覧ください。

こちらの「3）代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」というところの3段落目に「計画建築物は、形態を工夫し素材感のある外壁とすることで、周辺環境との調和を図る」と書いてございます。

続いて下にございますけれども「4）圧迫感の変化の程度」の3行目の後半に「また、形態を工夫し素材感のある外壁とすることで、計画建築物による圧迫感の低減に配慮した計画としている」としてございます。

戻って21ページに有明アリーナのパースが書いてございますので、こちらを御覧ください。いわゆる壁面につきまして、今、御説明したような対策を施すことで圧迫感の軽減を図りますということが書いてございます。

先ほどのものに近いところですが、223ページにお戻りください。（2）の「2）景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度」というところです。こちらに景観形成特別地区と整合していますよというところを書くことになっているのですが、景観形成特別地区等につきましては色彩の指定などもございますので、それに関する記述がないので、それを書いていただきたいということでございます。なお、先ほどのアクアティクスセンターの場合と同様に、圧迫感につきましては上を見たときに対する有明アリーナの占める面積、形態



率というもので見るのですけれども、形態率だけで見た場合には、さほど問題ない数字におさまっているのでアセス上は問題ないのですけれども、圧迫感に対する配慮について補足をいただきたいというものでございます。

続いて「自然との触れ合い活動の場」の2番につきましては241ページを御覧ください。

「9.7.4 評価」の(2)の1)のところの2段落目になります。「事業の実施により、水辺と一体となった親水空間や交流広場、周辺住環境に配慮した広がりのある緑地を形成する」と書いてございます。その後「以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出される」と書いてございます。

左側の240ページに、有明アリーナの配置のイメージでいろいろな機能についてのゾーニングが書かれているものがございます。こちらのほうで、触れ合い活動の場としての機能についての大まかなところは図示されているのですけれども、イメージ図なりイメージ写真で書かれているものが主体的ですので、これについて補足の説明をいただいて、より機能について分かりやすくしていただきたいというものでございます。

3番の意見につきましては、240ページを引き続き御覧いただきまして、図の上側と申しますか、北側と東側に「公園機能」と書かれているのですが、青色で囲われている逆L字型みたいなものがございます。これが有明親水海浜公園との連携、連続性に配慮しますというゾーニングになることをきちんと書かれてはいますということなのですが、より一層配慮していただきたいというのが3番の意見でございます。

4番目の「歩行者空間の快適性」でございますが、こちらについては253ページを御覧ください。

253ページに、有明アリーナまでの各最寄り駅からの歩行者のアクセスルート、想定ルートが書かれてございまして、上から時計回りに豊洲駅、東雲駅、南に行きまして国際展示場駅、西に行きまして有明テニスの森公園駅、北に新豊洲駅がございます。これらからのアクセスルートが書いてございます。このうち「有明アリーナ」と赤の破線で書かれているところのすぐ右側のところに「有明親水海浜公園（仮称）」と書かれている場所の一部がアクセスルートになっているのですけれども、こちらは公園としてまだ未整備なところになりまして、まだ緑陰と申しますか街路樹が整備された公園みたいなものがない状況になります。

あわせて「有明アリーナ」の左側で「No.2」と書かれているところの近くにあるのですけれども「②区画道路（区画整理事業で整備中）」と書かれていますが、こちらもこれから整

備される道路になります。

したがって、これから整備されるこれらのアクセスルートにつきましては、きちんと暑さ対策という視点から緑陰の確保を図っていただきたいということと、あるいは有明アリーナの会場との連続性みたいなものに配慮していただくということで意見を書かせていただいております。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、景観について平手委員、何か補足することはございますでしょうか。

○平手委員 基本的には、今、御説明のあったとおりで21ページのイメージ図にありますように「景観」という点では問題なかろうと思われましても、素材あるいは色彩について多少踏み込んだ記述をしていただきたいということで、このような意見にさせていただきました。

以上です。

○柳会長 それでは、輿水委員、何か補足することはございますでしょうか。

○輿水委員 2番ですけれども、先ほど「緑」のところでは申し上げたことと重なる部分なのですが、緑の機能について分かりやすく説明することという意見でございます。

これは、先ほど御説明がございましたように評価書案の240ページに「図9.7-3 有明アリーナ配置イメージ」とあって、緑の空間にどういう役割、機能を与えるかという概念が書かれておりますけれども、これをもう少し具体的に示していただき、最後に防災機能であるとかさまざまな機能を重ね合わせることによってどういう緑化をしていくか、あるいはどういう自然との触れ合い活動の場がここに成立するのかというところを詳しく、具体的に書いてくださいということでございます。それが趣旨でございます。

それから「歩行者空間の快適性」につきましては、先ほど御説明があったとおりですが、特にこれは都民からの意見にもありましたように、暑さ対策について大変心配する声が多いわけでございます。そういう意味で253ページも先ほど御説明があったところですが、ここを見ますと幾つかの駅からのアクセスが出ておりますが、部分的には街路樹が整備されることになっております。アセスではどうしなさいということが言える範囲を超えているわけですが、暑さ対策についてはより一層努めてくださいということをごをここで間接的に指摘をしておきませんと、まだ街路樹の整備がちゃんとできておりませんので、夏については特に心配される、熱中症についても心配があるということでこうした意見をつけさせてい

たきます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

「景観」、「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることとします。

次に中項目「資源・廃棄物」の小項目「水利用」、「廃棄物」、「エコマテリアル」についての審議を行います。こちらは谷川委員に検討をしていただいております。

それでは「水利用」、「廃棄物」、「エコマテリアル」について事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-3をご覧ください。

「審議資料

項目：資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）

担当：谷川委員」でございます。

意見を読み上げさせていただきます。

**【水利用】**

- 1 トイレ洗浄水等の雑用水に雨水利用や循環利用水（中水）利用を計画しているが、一部、上水が使用されていることから、更なる雨水等の利用を推進するよう努めること。

**【廃棄物】**

- 2 建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成28年4月に改定が行われたことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。

**【廃棄物】**

- 3 設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から32%と予測し、評価の指標である「江東区一般廃棄物処理基本計画」における目標値27.3%を満足するとしているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。

**【エコマテリアル】**

- 4 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上でございます。

まず「水利用」についてでございますが、265ページの上のほうに「図9.9-1 雨水・循環水（中水）利用の流れ」という図がございます。右上に雨水につきましては、一部雨水貯留槽にためまして利用しますと書かれてございます。ただ、必ずしも全部を使い切るわけではなくて、たくさん雨が降ったときには、余剰の排水が出る場合もありますということになっています。

一方で、雑排水を処理した中水の利用計画を左側に書いているのですけれども、この中で真ん中のちょっと下に中水受水槽というものがございまして、中水だけでは足りない水については補給水というものが左側に書いていますけれども、補給水という上水を足しているという計画になってございます。ですので、基本的に雨水・循環水の利用については十分なされているということではございますけれども、上水で補給をしている分をもし可能であれば排水をしている余剰の雨水等で利用したり、あるいは雨水の余剰排水を別の用途にも利用するなど、さらなる利用を図っていただければいいかなということで意見をつけさせていただいております。

「廃棄物」の2番、3番につきましては、基本的には、先ほどやりましたアクアティクスセンターと同じような意見がついてございます。

まず、2番につきましては先ほど御説明したとおり、東京都建設リサイクル推進計画が平成28年4月15日に改定されて目標値が若干上がっておりますので、その達成を目指していただきたいというものでございます。

3番につきましても、考え方としましては、有明アリーナの大会後の後利用で出てくるごみにつきましては、同様の機能を持つような類似施設からその実績を用いて32%としておりまして、目標値としては決して低いものではないのですけれども、オリンピック・パラリンピックのレガシーなので、さらなる再資源化を目指していただきたいというものでございます。

「エコマテリアル」につきましても同様でございまして、建設工事のときにより一層エコマテを使っただきたいということと、使用状況の確認はきちんと行ってくださいというものでございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、谷川委員、何か補足することはございますでしょうか。

○谷川委員 「廃棄物」の件につきましても、アクアティクスセンターと同じようにこちら

も埋め立てをしているところです。ただし、質としてはアクアティクスセンターよりもいいものだろうとは思いますが、同様の配慮をいただきたい。先ほど、中杉委員からも指摘をいただいたとおりですので、そのように事務局からお伝えいただければと思います。

○柳会長 それでは、ほかに何か御意見、御質問はございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 谷川委員から御指摘をいただきましたが、追加でもう少し申し上げておくと、ここから出る建設残土をどこへ持っていくかということがかなり問題になってきます。受け入れる場所がどこであるか、受け入れる場所が水源の近くで使われるというのは余り好ましくなくて、これが隣のところにまた埋立材として使われるということであれば全く問題がないということになりますので、どういうところで受け入れられるかということもちゃんと把握していただいて、受け入れられるから持っていきけるのだと単純に考えていただかないほうがいいだろうと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○千葉委員 「水利用」のところで、265ページに図が出ていますね。先ほどのアクアティクスセンターは297ページに図が出ていまして、アクアティクスセンターは「消毒処理」「滅菌処理」というのがあって、有明アリーナは「膜分離活性汚泥処理」「活性炭吸着処理」です。これは原水の汚さかげんというのですか、それによって違うのだと思うのですが、恐らく消毒は薬品を使うのだと思いますけれども、アリーナは薬品を使わないで、活性汚泥処理と活性炭吸着で済ませると理解していいのでしょうか。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 こちらの処理の方法につきましては改めて確認させていただいて、具体的な処理の内容を改めて御説明させていただいて、お伝えさせていただければと思ってございます。

○千葉委員 先ほどのアクアティクスセンターで、中杉委員からも指摘がありましたけれども、消毒処理するときに薬品を使う。恐らく次亜塩素酸関係だと思うのですが、トリハロメタンの形成には注意していただきたいと思います。

○柳会長 ほかに何か御質問、御意見はございますか、よろしいでしょうか。

御意見がないようですので「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」につきましては、指摘の趣旨を委員会意見案に入れることといたします。

引き続き大項目分類の「社会・経済項目」の審議を行います。

「社会・経済項目」のうち、中項目「土地利用」の小項目「土地利用」についてですが、この項目は興水委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-4をご覧ください。

「審議資料

項目：土地利用（土地利用）

担当：興水委員」でございます。

意見を読み上げさせていただきます。

#### 【土地利用】

オリンピック・パラリンピック会場として、未利用地にスポーツ施設が建設されることから、整備予定の有明親水海浜公園（仮称）と連携した土地利用を図っていくこと。

以上でございます。

334ページに、土地利用の現況と将来の施設配置をしたものを書いてございます。

これまでも審議した内容と余り内容としては変わらない、新しい情報があるわけではないのですけれども、いわゆる計画地の北側と東側に隣接した有明親水海浜公園がございます。ですので、計画地の中だけの利用を検討するのではなく、隣の公園と連続感、一体感のある土地利用を図っていただきたいということでございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、興水委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますでしょうか。

○興水委員 今回の御説明のとおりで結構だと思っておりますが、ここも未利用地だったところにこうした施設ができて、土地利用も含めて空間的な意味も劇的に変化するわけですが、とりわけ335ページの「9.14.3 ミティゲーション」のところにありますように「計画地の北側を有明北地区の賑わい形成に寄与するスポーツ・文化ゾーン、南側を日常的なスポーツ・レクリエーションゾーンとして位置付ける」ときちんとした位置づけができておりますので、このようなことをきちんと実現できるように整理をしていただきたいという趣旨の意見を付けました。

以上です。

○柳会長 ほかに何か、御意見、御質問はございますでしょうか。

事務局からどうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 説明が不足していましたので、補足をさせていただきます。

今の興水委員のお話と同じなのですけれども、336ページに評価の結論、結果が書いてございまして、文章が長いので読み上げは割愛いたしますが、基本的には、今、おっしゃっていただいたような連携を図っていきますよということがきちんと明記されてございまして、最後の結論の部分にもいわゆる都の長期ビジョンですとか、有明北地区まちづくりガイドライン等の計画との整合も図った計画としていきますと書いていますので、評価そのものは適切だと判断してございます。

以上です。

○柳会長 よろしいでしょうか。

特に御意見がないようでしたら「土地利用」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

先ほど、アクアティクスセンターと有明アリーナの新規の関連で、意見案に入っていない委員から出された意見につきましては整理されて、事務局から事業者を指導するということにさせていただきたいと思っております。

それでは、本日予定していましたが有明アリーナに関する項目別審議は終了いたしました。他の項目につきましては、後日審議いたします。

審議の3「その他」の「オリンピックスタジアムの今後の手続きについて」です。

事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 オリピックスタジアムのアセスメントにつきましては、昨年度、評価書案の審議を行ったところですが、その後、皆様御承知のとおり計画が白紙撤回されて、新たな計画が決まったところでございます。この新たなスタジアムのアセスメントの手续につきまして、オリンピック・パラリンピック事務局から御説明させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、説明させていただきます。

既にお話があったところでございますけれども、オリンピックスタジアムの環境影響評価の現状でございます。これについて、まず、触れさせていただきますが、これまでザハ・ハディド氏による計画での評価書案を平成27年3月20日に環境局長に提出しまして、平成27年3月25日の評価委員会におきまして、意見聴取の手續を開始しまして、評価書案に対する都民

の方々からの意見募集を経まして、都民の方々からいただいた御意見に対する意見見解書を平成27年6月5日に環境局長に提出しまして、6月12日並びに22日の評価委員会で審議をいただくところまで終了しておりました。しかしながら、その後、平成27年7月の整備計画の見直し表明を踏まえまして、平成27年8月に新たな整備計画が策定されるなど、これまでの政府の判断にあわせまして、オリンピックスタジアムの環境影響評価に関する作業につきましては中断していた状況でございました。

現在ですけれども、新たな計画として大成建設、梓設計、隈研吾建築都市設計事務所の共同企業体による新国立競技場整備事業が進んできたことから、改めて新計画による環境影響評価を実施する環境が整ってきたところかと考えております。

資料4を御覧いただいてもよろしいでしょうか。

こちらの資料の内訳としましては「オリンピックスタジアム 新計画について」というA4縦一枚と、めくっていただきますとA4横のイメージ図及び立体平面図、その次に断面図といった3枚がございまして、この3枚は共同企業体による新計画の技術提案の内容を抜粋したものでございます。

この3枚の後に、旧計画でのオリンピックスタジアムの評価書案の環境影響評価のいろいろな項目を7ページにわたっておつけしているところでございます。

1枚目の「オリンピックスタジアム 新計画について」をご覧ください。

新計画におきましては、表で比較してございますけれども、所在地、地域地区、敷地面積につきましては変更がない状況となっております。また、建築面積、延べ床面積、最高高さにつきましては、旧計画から若干小規模化しているところでございます。

続いて、表の下にあります施設計画の概要を御覧いただきますと「オリンピック競技大会時約6万人収容の観客席をコンパクトに配置」であるとか「最高高さを50m以下とし、景観に馴染むよう配慮」であるとか、少し飛ばしますが「植栽を施した軒庇を重ねることで、潤いのある快適な環境を創出」であるとか「様々な人のアクセスに配慮したユニバーサルデザインを導入」などとなっているところでございます。今の時点で分かっているこうした情報から判断いたしますと、新計画につきましても、計画地の所在や敷地内配置はおおむね変わらず、道路等の周辺状況にも変化がない状況であります。また、旧計画に比較して規模は下回るものの、スポーツ施設として一定程度の建築規模はある点からは大きな変化がないものと受けとめているところでございます。

したがって、新計画の環境影響評価の項目につきましては、基本的には、旧計画の評価書



案から変更すべき項目はないと考えているところでございます。新計画につきましては、旧計画による調査計画書をそのまま活用しまして、旧評価書案の環境影響評価項目並びに現況調査内容を踏まえながら、再度評価書案の作成から環境影響評価を実施させていただくことを考えております。

オリンピックスタジアムの今後の進め方に関する説明は以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいまの説明について何か御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 前回も御説明していただいたときに申し上げたのですけれども、土壌については「選定した理由」のところに書いてある「計画地の一部が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく形質変更時要届出区域に指定されている」という事実は今はもう変わっているはずなのです。だから、そこら辺のところをどういうふうにするか。こういう扱いでもいいのですが、今度評価をするときであると汚染土壌の量などはフォローアップ報告書ではなくて、環境影響評価書の段階で全て出せるはずなのです。一応対策、工事が終わったということなので、そこら辺のところはどういうふうにされるのか。こういう整理でも結構だと思いますけれども、書き方は前と同じではない、少し修正をいただく必要があるかと思いません。

○柳会長 先行調査を活用するにしても、書きぶり等いろいろな表記の仕方も変わってくることを踏まえて、評価書案を作成していただくという御意見だと思います。

ほかに何か、お気づきの点はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

評価書案は、いつぐらいに出てくるのでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 まだ確たるところをなかなか申し上げなくて恐縮ではございますけれども、どんどん進めていく必要があることではございますので、準備が整い次第、こちらでお諮りさせていただこうと考えているところでございます。

○柳会長 評価書が出ないと、工事に着手できないのでどんどんおくれていってしまいますけれども、大体の目途というのは分からないのですか。

○臼井施設調整担当課長 そういう意味で、ある程度工事に間に合うように進めていくところでございますが、夏ごろには進めていけるところかとは思ってございます。申しわけございません。

○柳会長 分かりました。

大体、夏ぐらいを目途にということで検討を進めていくと。こちらのほうは心構えでそう

いうことになろうかと思います。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○興水委員 確固たる話ではないのですが、これは以前から話題になっていたことです。渋谷川をここでもとに戻そうという考えがあって、この案でもそれに配慮するという話をちょっと聞いたのですけれども、そういう川というか地表の水系を新たに回復させる話は、この影響評価だとどこの項目になるのでしょうか。中杉委員、もしあれだったらちょっと教えていただきたいのです。

○中杉委員 こちらに「水循環」はないですね。普通のアセスだと「水循環」ということで地下水を評価する項目があって、たしかこちらは「水循環」ではなくて「水利用」しかなかったです。やるとすると「水利用」なのですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 先ほど御説明した資料4の後半に、いわゆる旧計画、ザハ案と呼ばれていたものの評価書案のときにおつけをした、評価項目のリストがございます。2ページと書かれているものが後ろについていると思うのですけれども、こちらに環境項目の生態系のところに「水循環」というものがございます。これで地下水ですとかその辺の話はやりまし「水利用」というものも別途ございますので、水系といいますとこの辺になります。あとは、水生生物とか水辺の植栽などは「生物・生態系」の中に入ってくるようになるかと思います。

○柳会長 そういうことですので、興水委員、よろしいでしょうか。

○興水委員 はい。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

その他、本日の事務局からの説明について、何か質問はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして、本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前11時16分終了)